

( 入 札 説 明 書 )

この入札説明書は、令和2年8月26日に公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道警察本部長 小 島 裕 史

2 入札に付する事項

- (1) 工事名称 室蘭市東町5丁目10番外交通信号機新設その他工事
- (2) 工事場所 室蘭市外
- (3) 工事期間 契約締結日の翌日から 70日間
- (4) 工事概要 交通信号機新設工事等 9箇所外  
詳細は、別途閲覧に供する仕様書及び図面による。

(5) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業であって、単体企業の要件は次のとおりとする。

- (1) 発注工事に対応する平成31年北海道告示第6号又は令和2年北海道告示第13号に規定する「電気工事」の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工種の種類ごとに定める許可を有すること。
- (2) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (5) 北海道内に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二(2)（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号又は別紙二(2)）の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。
- (6) 過去15年間（平成17年度以降）に、本工事と同種と認められる工事を元請けとして施工した実績を有すること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

- (7) 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、入札参加資格審査申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。

なお、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合の技術者の専任は、要しないものとする。

- (8) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、(9)における資本関係及び人的関係とは次に掲げるものをいう。

また、上記の関係がある場合に、入札参加資格申請を取り下げる者を決めることを目

的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社若しくは民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 競争入札参加資格審査申請書等の提出期間等

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似工事施工実績調書

イ 類似工事施工実績を証明する書面（工事实績証明書又はこれに代わる書面（契約書等の写し）並びに共同企業体協定書及び経常建設共同企業体附属協定書の写し）

ウ 特定関係調書（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜提出すること。）

エ 北海道建設部が発行する「資格決定通知書（令和元・2年度（平成31・32年度）」の表裏の写し

なお、本説明書に示す施工実績があると北海道警察本部長が認めた者については、ア、イ及びエの書類の添付を省略して差し支えない。

(2) 提出期間

令和2年8月26日（水）から同年9月4日（金）まで（北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条に規定する北海道の休日（以下「休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

郵便番号 060-8520

札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部施設課契約係

(4) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは、受け付けない。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 資料提出後の再提出は認めない。

5 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167

条の5の2に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和2年9月10日（木）までに書面により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和2年9月17日（木）までに書面により説明を求められることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部施設課契約係

- (2) 理由の説明は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して6日以内に書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部施設課契約係  
電話番号011-251-0110 内線2303

8 入札書及び工事費内訳書の提出方法等

- (1) 入札書提出場所

札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部施設課（送付による場合は、4の(3)へ送付のこと。）

- (2) 入札受付期間

令和2年9月28日（月）から同月30日（水）までの毎日午前9時から午後5時まで（送付による場合は、当該入札受付期間の最終日時までに必着）

- (3) 工事費内訳書提出場所

(1)に同じ。

- (4) 工事費内訳書受付期間

(2)に同じ。

初度の入札書提出時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参又は郵送し、提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認する入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

- (5) 開札場所

札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部 1階入札会場

- (6) 開札日時

令和2年10月1日（木）午後2時40分

- (7) その他

入札の執行に当たっては、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

9 郵送等による入札

認める。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求められることがある。

- (2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、北海道財務規則（北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第171条の定めると

ころにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りではない。

11 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

12 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより、道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。
- (2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができる。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

13 契約書作成の要否

必要とする。

14 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
- (2) 最低制限価格 設定している。

15 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

- (1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、競争参加資格審査申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

ア 閲覧期間

令和2年8月26日（水）から同年9月30日（水）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部総務課警察情報センター閲覧コーナー

なお、閲覧場所に置いてある設計図書等は有料にて複写できるものとし、北海道警察本部1階警察情報センター（受付）でのみ有料で取り扱うものとする。

- (2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

令和2年8月26日（水）から同年9月14日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（送付の場合は必着）

イ 受付場所

郵便番号060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部施設課契約係

- (3) 質問に関する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和2年8月26日（水）から同年9月30日（水）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部施設課

16 支払条件

- (1) 前金払

契約金額の4割に相当する額以内とする。

- (2) 中間前金払

契約金額の2割に相当する額以内とする。

なお、本事項及び(3)の事項については、契約締結時にいずれかを選択の上、契約書を作成するものとし、契約締結後の変更は認めない。

- (3) 部分払

1回とする。ただし、軽微な設計変更に伴い生じた新工種に係るでき形部分等に対応する請負代金相当額は、当該設計変更に伴う請負代金額の変更が確定するまでの間は部

分払額の算出基礎に算入しない。

17 その他

(1) 入札の執行回数は原則2回までとする。

(2) 無効入札

開札の時（落札者の決定前まで）において、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札手続きの取消し

落札者の決定後において、支出負担行為担当者が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。

(4) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(6) 郵送等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(7) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること、又は延期することがある。

(8) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(9) 契約の相手方が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度又は金融機関等による売掛債権の買取りを工事完成検査合格後に利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資保証制度を利用する場合において、契約の相手方が工事請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡をすることができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(10) この公告のほか、入札に参加する者は、別紙の建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

(11) 公告及び入札説明書の内容に関し不明な点は、北海道警察本部施設課契約係（電話番号011-251-0110 内線2303）に照会すること。

## 【入札説明書別記説明】

「3 入札に参加する者に必要な資格」の説明

3の(1)

本工事に対応する建設業の種類は、当該許可をもって入札参加資格を得た電気工事業です。

3の(6)

「本工事と同種と認められる工事」とは、都道府県公安委員会が設置を決定した信号機に関する工事です。